

支給対象となり得る事業者の具体例

飲食店

営業時間短縮要請協力金の支給対象の飲食店 **【当支援金の対象外】**

食品加工・製造業事業者

惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工事業者、酒造業者 等

器具・備品事業者

食器・調理器具・店舗の備品・消耗品（おしぼり等）を販売する事業者 等

サービス事業者

接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者 等

流通関連事業者

業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送事業者 等

飲食品・器具・備品等の生産者

農業者、漁業者、器具・備品製造事業者 等

主に対人で個人向けに商品・サービスの提供を行う B to C 事業者

旅行関連事業者

飲食事業者（飲食店、喫茶店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（博物館、美術観、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興行場、興行団 等）、小売事業者（土産物店） 等

その他事業者

文化・娯楽サービス事業者（映画館・カラオケ等）、小売事業者（雑貨店・アパレルショップ等）、対人サービス事業者（理容店、美容室、クリーニング店、マッサージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン、結婚式場、運転代行業 等）

上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者